

東近江市告示第 1 2 5 号

平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号(特定工場等において発生する騒音の規制基準)の一部を次のように改正し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

なお、改正後の平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号(以下「改正後の告示」という。)に規定する規制基準が改正前の平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号に規定する規制基準より厳しくなる地域において、この告示の適用の際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場等に係る規制基準は、令和 4 年 4 月 3 0 日までは、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年 1 0 月 2 9 日

東近江市長 小 椋 正 清

1 図面の変更

表備考 1 に規定する区域の区分を表示する図面を変更し、その図面を東近江市市民環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

2 変更する地域

中小路町、外町、五個荘川並町、今町、川南町及び川合町のそれぞれ一部